

## 福島県企業局請負工事成績評定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、福島県企業局の所掌する請負工事（企業局が外部からの委託を受けて実施する工事を含む。）の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適正な工事評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、工事受注者の適正な評価及び指導育成に資することを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、1件の請負金額が500万円以上の工事とする。

2 次の工事については対象外とする。

- (1) 解体工事、撤去工事
- (2) 橋梁や機械・設備等の工場製作のみの工事
- (3) 船舶の維持修繕に係る工事
- (4) 堆砂除去工事
- (5) 出来形、品質等を求めない工事

## (評定の内容)

第3条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術力、工事特性、創意工夫、環境対策、社会性等の評価項目について行うものとする。

## (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次のとおりとする。

評定者	本局	いわき事業所
第1評定者	担当監督員	担当監督員
第2評定者	工業用水道課の所掌する請負工事は工業用水道課主任主査（施設管理担当）又は工業用水道課長	施設管理課長又は次長（業務担当）
第3評定者	工事検査員（福島県企業局工事検査実施要綱第4条）	工事検査員（福島県企業局工事検査実施要綱第4条）

2 前項によりがたい場合は、別途契約権者が指定する。

## (評定の方法)

第5条 評定は、各評価項目について、工事ごと、評定者ごとに独立して公正かつ適正に行うものとする。

ただし、一つの工事の評定者が複数の場合においては、それらの者が協議して評定を行うものとする。

- 2 評価項目以外の要素により、評定を調整する必要がある場合には、別に定めるところにより評定を加点又は減点することができる。
- 3 評定の方法は別に定める運用により行うものとし、その結果は別に定める工事成績評

定表等（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

（評定の時期）

第6条 第1評定及び第2評定は工事が竣工したとき又は一部竣工したときに行うものとし、第1評定者及び第2評定者は当該工事の竣工検査又は一部竣工検査の前日までに契約権者の確認を受けるものとする。

2 第3評定は当該工事の検査（ただし、既済部分検査及び中間検査を除く。）を実施したときに行うものとし、第3評定者は当該工事の評定表等について契約権者に通知するものとする。

3 前項の通知は、検査を実施した日から30日以内に行わなければならない。

（評定点の通知）

第7条 契約権者は第3評定者から評定表等の通知があった場合、速やかに当該工事の請負者に評定点を別記様式第1により通知するものとする。

2 評定要綱第8条に基づき評定を修正した場合も同様とする。

（評価の修正）

第8条 契約権者は、第7条の通知をした後、必要があると認められる場合には、当該評定を修正しなければならない。ただし、第3評定者の評定を修正する場合は、第3評定者に協議しなければならない。

（説明請求等）

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日を含む。）に、通知を行った契約権者に対して評定の内容について書面により説明を求めることができる。

（説明請求に対する回答）

第10条 契約権者は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合は、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 契約権者は、前項の回答をする場合は、工事成績評定評価委員会に意見を求めるものとする。

3 前項の工事成績評価委員会は別紙1及び別紙2に定める規則に基づき設置するものとする。

## 附 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 この要綱施行日以前において、土木部請負工事成績評定要領（平成15年4月1日から平成20年3月31日）及び福島県請負工事評定要綱（平成20年4月1日から平成21年9月30日）に準じて評定した評定点については、本要綱に基づき評定したものとみなす。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

契約権者

〇 〇 〇 〇 印

## 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、福島県企業局請負工事成績評定要綱に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送します。

おって、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名 工事
- 2 工 事 番 号 第 号
- 3 工 期 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 竣工検査年月日 令和 年 月 日
- 5 成 績 評 定

① 評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり  
(①修正評定点 点【評定点が修正された場合のみ】)

- 6 送付先及び問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎12階）

福島県企業局企業総務課 TEL 024-521-7573 内線3809

若しくは、〒971-8185 福島県いわき市泉町字小山310番地

福島県企業局いわき事業所総務課 TEL 0246-56-5821

別表1

工事番号

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	
	II. 配置技術者	
2. 施工状況	I. 施工管理	
	II. 工程管理	
	III. 安全対策	
	IV. 対外関係	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	
	II. 品質	
	III. 出来ばえ	
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応	
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	
6. 環境対策 (加点のみ)	I. 環境対策	
7. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	
8. 法令遵守等 (減点のみ)		
加減点合計		
基準点 (標準評定点)		65
評定点合計		/ 100点

評定点合計は、小数第1位を四捨五入し整数としています。

別記様式第2

〇〇〇〇第 号  
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

様

契約権者

〇〇 〇〇 印

### 工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容については、下記のとおりです。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 番 号 第
- 3 疑問に対する回答

工事  
号

## 福島県企業局請負工事成績評定要綱の運用

### 第5条第3項関係（評定表等及び評定の手順）

評定表等とは次のものをいう。

- ・ 土木・建築（設備）工事成績評定表（様式第4号）
- ・ 工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）
- ・ 考査項目別集計表（様式第4-2号）
- ・ 考査項目別採点表（様式第4-3号）
- ・ 工事成績採点の考査項目別運用表（兼プロセスチェックリスト）別紙1～4

検査の結果、修補があった工事については、修補前の状況で評定するものとする。

なお、上記様式は「福島県請負工事成績評定要綱」において別に定める「工事成績評定の手順」によるものとする。

### 第9条関係

「通知を受けた日から起算して14日以内」とは、初日を算入し、14日目が期間の満了日となることをいい、最終日が休日に当たるときは、その翌日が満了日となる。

附 則

- 1 この運用は平成21年10月1日から施行する。

附 則

この運用は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この運用は令和5年4月1日から施行する。

## 工事成績評定の手順

(要綱第5条3関係)

土木・建築（設備）工事成績評定表の（様式第4号）及び工事成績採点表「竣工・一部竣工」（様式第4-1号）、考査項目別集計表（様式第4-2号）並びに考査項目別採点表（様式第4-3号）の作成にあたっては、工事成績採点の考査項目別運用表（様式1～3）を用いて公正に行うものとする。

手順1. 第1評定者は施工プロセスチェック内容を工事成績採点の考査項目別運用表の別紙-1①～⑤に記入する。また、別紙-1⑥～⑩の該当考査項目にも記入し、様式第4-2号にチェックし、該当項目のa～eを判定する。（別紙「チェックリストによる点検結果の取り扱い」による）

次に、様式第4-1号の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。

また、「法令遵守等」のチェックリストで該当する事例があった場合は、速やかに担当課長に報告すること。チェックリストは工事完成後に第1評定結果とともに第2評定者へ提出するものとする。

手順2. 第1評定者は別紙-1⑫～⑮創意工夫、別紙-1⑯環境対策を該当キーワード数の数と重みを勘案して評点し、様式第4-1号に手順1同様に行う。ただし、創意工夫については受注業者からの提案あったものを評価する。

また、様式第4-3号も併せて記入する。

手順3. 第2評定者は別紙-2①～②工事成績採点の考査項目別運用表で総合的に判断し様式第4-2号にチェックしてa～eを判定する。

次に、別紙-2③～⑥工事特性を該当キーワード数の数と重みを勘案して評点する。また、別紙-2⑦社会性等について評点し該当項目のa～cを判定する。

これらを様式第4-1号に記入し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。

また、別紙-2⑧「法令遵守等」について、当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、該当する適応事例にチェックし、様式第4-1号の「9. 法令遵守等」欄で減点を行う。

なお、様式第4-3号も併せて記入する。

手順4. 様式第4号、様式第4-1号～様式第4-3号を第2評定者まで評定した後、契約権者の決裁を得てから、検査時に第3評定者に提出する。

なお、「法令遵守等」に該当があったチェックリストは、当該工事の担当課長が保



管する。

手順5. 第3評定者は別紙-3①～④の工事成績採点の考査項目別運用表に記入する。それを基に様式第4-2号にチェックし、該当項目の比率によりa～dを判定する。次に、様式第4-1号（又は様式第4-2号）の該当点数に○印を付し、加減点合計を算出し、標準点（65点）から加減を行う。

また、様式第4-3号も併せて記入する。

なお、出来形・品質におけるバラツキの判断は、試験結果の打点数が10点以上の場合に行ものとする。

さらに、合冊工事等の多工種複合工事の評定は下記によるものとする。

- ・品質については別紙3④を用い、工事ごとの主たる工種についての評価を行い、合計値の割合で評価値を算出して全体の評価とする。
- ・出来ばえについては別紙3④を用い、合冊工事全体から該当工種を一つ選定して評価する。

（注意1）評定点の算出に当たっては、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。また、評定点合計は四捨五入により整数とする

（注意2）第3評定者は工事成績採点の考査項目別運用表（別紙-3①～④）と様式第4号及び様式第4-1号～様式第4-3号を合わせて取りまとめる。また、工事成績評定表等は企業総務課、工業用水道課又はいわき事業所施設管理課に保管するものとする。

（注意3）別紙-2⑧「法令遵守等」に関し、工事成績評定点の通知後において当該工事に関する法令遵守等の措置があった場合は、福島県企業局請負工事成績評定要綱第8条に基づき評定の修正を行う。修正を行う期間は、工事完成検査日から2年間とする。

（注意4）上記、各様式については「福島県請負工事成績評定要綱」の例によるものとする。

附 則

1. この手順は平成21年10月1日から施行する。

附 則

この手順は平成24年2月1日から施行する。

附 則

この手順は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この手順は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。